

対策 県が偽装工事案

生駒 盛り土問題隠蔽か

生駒市西松ヶ丘の住宅街斜面に無許可で造成された盛り土を県が放置してきた問題で、県が、行政代執行ではなく、別名目の公共工事対策を済ませようとしていたことが、県関係者への取材で分かった。行政代執行による工事は公表が避けられず、「偽装工事」で問題を隠蔽しようとした可能性がある。

奈良市内の業者は2010年頃から盛り土を造成。県が管理する砂防指定地にもかかわらず、県の許可を得ていなかったことが同年6月に発覚した。1年後に業者は行方不明となり、県が対応を先送りしたまま、県砂防条例違反の公訴時効（3年）が13年に過ぎた。

生駒市の無許可造成問題の経緯

2010年頃	奈良市の業者が工事を開始 住民が生駒市に連絡し、県が無許可工事を把握
6月	県が業者を文書で是正指導
7月	業者が行方不明に
11年 11月	住民が生駒市に相談。県が再び現場を確認
14年 8月	県が別名目の公共工事を検討
15年 秋頃	県が業者の所在を把握したが、訪問せず
10月	

県の資料などによると、住民の相談を受けて、砂防・災害対策課で15年秋頃、県が対応に乗り出すよう検討。幹部や現場を管轄する県郡山土木事務所から、別名目の公共工事に対応するとの意見が出たという。業者の代わりに工事をして費用を業者に求める行政代執行や、速やかに現地調査や崩落対策に乗り出すことを求める意見も内部で出たが、採用されなかった。

県関係者は「行政代執行だと公表しなければならず、手続きが煩雑になるが、別名目の公共工事なら珍しいので表に出さず、問題を隠すためだった」と証言する。結局は、違法工

事が行われた場所では国の補助などが受けられないこともあって、公共工事は断念。対策は放置された。同課の担当者は「様々な仮定のもと色々な意見があったが、意思形成過程の議論については答えられない」としている。

盛り土の上部には亀裂が複数あり、住民らは崩落の危険があると訴えてきた。同志社大の真山達志教授（行政学）は「県は正面から対策を講じなかったために、問題を深刻化させた。行政がすべてを解決することはできないのだから、時効前に司法に頼るなどやるべきことがあった」と指摘している。